

## 1945年東アジアの国際関係と中国政治

——ヤルタ「密約」の衝撃と東北接收——

大阪外国语大学 西村 成雄

### はじめに

1945年東アジアの国際関係の主要なアクターは、日本、中国、アメリカ、ソ連の四ヵ国であった。もちろん、日本に関わる「傀儡政権」や、イギリスやフランスの一定の影響力が働いていたことも事実であった。しかし、中国政治に関していえば、むしろ、中国国民党の指導的影響力から相対的に独立していた中国共産党とその政権の並存的状態が、国際関係のレベルにも恒常的に影響していたことに注目すべきだろう。この点は、たとえば、1945年4月のF.D.ローズヴェルトの死とトルーマンの大統領就任や、イギリスにおける同年7月のチャーチルからアトリーへの政権交替のもつ意味とは異なるものがある。つまり、日本を除いて、中米ソ国際関係を考える時、中国政治は、国民政府、および、形式的に国民政府の支配下にありながら事実上の地域権力化していた中国共産党地方政府という二つの政治的アクターを視野に組み入れることが必要となる。このようにみると、連合国側の国際関係のレベルは二層の区別が要求される。第一に、国民政府という主権国家として、米ソと関係をもつレベルと、第二に、その主権国家内の地域権力化した地方政府としての中国共産党勢力を含めたいわゆる「三ヵ国四方関係」のレベルである。ここに、アメリカにとっても、対日作戦上不可欠な課題と認識され、とくに1944年以来の懸案でありつづけてきた中

国政治の「統一」への政治的関与の現実的基盤があった。

と同時に考慮すべき分析レベルは、連合国側の戦後構想に関わる政治空間で、それは、United Nations（連合諸国）の組織化過程であるとともに、それを主導する常任理事国（最終的には拒否権をもつ大国とされた）の利害が直接反映する場でもあった。United Nationsの組織化の過程は、参加諸国の主権平等性を基礎としたものであったが、それを、拒否権をもつ大国が主導するという構図は、United Nationsの二重的性格を反映するものであった。この二重性を含んだ連合諸国の政治空間形成過程において、米英ソの「三強」は、テヘラン会談、ダンバートン・オーワーズ会議、ヤルタ会談、サンフランシスコ会議、ポツダム会談という一連の会議を開催し、広範に対独・対日作戦や、戦後構想について議論し、国際関係の定型化を図ろうとしてきた。三強の利害関係は、まさしく崩壊には至らぬ程度において、調整されコントロールされてきた。ヤルタ会談はその頂点であった。この三強協調体制は、その後、ドイツの降服とポツダム会談直前におけるアメリカの原爆開発成功を契機に、新たな力関係の再定義が試みられることになる。とくに、対日作戦をめぐる米ソの思惑は暗黙の対立をも内包するものとなった。これを、三強協調のもとにあった「ヤルタ的政治空間」と対比して、米ソ対立を内包した「ポツダム的政治空間」と規定しておきたい。しかし、いずれも米英ソと

いう三強からなる政治舞台、政治空間であることは変わりはない。これに対し、中国は、その主觀的願望は別として、三強のうちアメリカ大統領 F.D. ローズヴェルトの強力な推戴によって、「招待された大国」としての国際的地位を得ていたにすぎず、現実は、ヤルタ会談にも、ポツダム会談にも出席したわけではなく、事後にさまざまに承認を求められたにすぎなかつた。ただ、戦後平和構想の具体化の課題に関しては、44年ダンバートン・オーカス会議にソ連とは同席せず、第二段階で米英と協議する役割を担いつつ、45年のサンフランシスコ会議には四招請国の一員として「国際連合」の樹立にむけた政治的役割を果した。すなわち、「国際連合」という国際政治空間には四強の一員として招待されたことになる（フランスもその後、その役割を担う）。中国は、三強からなる政治空間からはその大部分を排除されながらも、国連という国際政治空間内では大国的地位を獲得するという立場に置かれた。その限りで、中国は国連的政治空間での大国的地位と引きかえに、三強の政治空間のコントロールのもとに位置づけられることになった。

本稿は、1945年東アジアの国際関係における連合国側の内的構造を、従来あまりとりあげられてこなかった蒋介石の立場から、三強政治空間と四強政治空間（国連的政治空間ともいいう）の相互浸透関係、さらに冒頭でふれた中国政治の二重的政治空間が三強政治空間とどのような相互浸透関係をもつのか、という論点を復元し、同時に、戦後中国政治とその国際政治空間における特徴をあきらかにしたい。

## I. 蒋介石からみたヤルタ「密約」の衝撃

ヤルタ会談の内容、とくに秘密協定の内容が

どのようなものか、それは中国とどのように関連しあうものか。こうした情報は、蒋介石にとってきわめて重要かつ高度な政治的判断を迫る材料であった。中華民国国民政府主席としての蒋介石は、いつ頃、ヤルタ会談の内容が知られたのだろうか。以下、主として、『総統蔣公大事長編初稿』卷5（下）、総編纂秦孝儀、1978年、に依りながら、その間の経緯とその政治的衝撃のもつ意味について考察してみよう（以下、同上書引用は頁数のみとする）。

1945年2月8日、米英ソの首脳と参謀長、外務大臣らが黒海地域で会議を開催したこと、そして、これは、敵を敗北させ、連合国とともに永久平和の基礎を築くためであるというヤルタ会談の公報が発表された。これに対し、蒋介石は日記に「其の結果は、米ソが協力して我を犠牲にするのだろうか？」と疑問を呈した（674頁）。たしかに、すでにスターリンは、カイロ会談には中国と同席せず別にテヘラン会談で米英首脳と会っていたし、ソ連政府は、ダンバートン・オーカス会議でも同席を拒否して、米英中会議を別に設定させていた。チャーチルは、F.D. ローズヴェルトとは異なり形式的にせよ中国を三強と同等の国家・政府であるとは毛頭考えていないかった。蒋介石が、英ソが結託してアメリカに圧力を加えるのではないかと疑ったのも理由がなかったわけではない。2月11日のヤルタ会議終了の日、蒋介石はこう記した。「ロシアの我が国との交渉の遅延や、中共の態度の硬化は、三国会議の影響を受けたものだ。だが余は毫も心を動かさず、いかなる出方であろうとも、ローズヴェルト大統領からの報告を待ち、その内容を十分検討してから改めて方針を決めるべきである。今は憶測は不要であり、ましてや焦慮する必要はない」（675頁）。ちょうどこの時、中共との政治交渉が進行中であり、蒋介石は2月13日には周恩来を接見し、1944年

9月以来の中共が主張する「党派會議」や「聯合政府」の誤りを厳しく批判していた。翌14日、蒋介石はヤルタ會議を評して、ソ連のみが実利を得、アメリカは虚名を得たにすぎず、イギリスは何ら得るところなく終わったと述べ、「ヤルタ會議は完全な失敗であった。とりわけ宣言のなかで、極東問題に言及がないのは、頗る疑わしいものがある」と記した(678頁)。18日、アメリカ大使ハーレーやウェドマイヤー中国戰区參謀長らの一時帰国に際し招宴した時、ヤルタ會議の東方問題についての詳しい情報を得たいと述べていた(678-679頁)。

このように、ヤルタ會議終了後にあって、蒋介石にはほとんど何ら具体的な情報は入っていなかったようであった。しかし、21日になると、モスクワ駐在傳秉常大使からの電報にもとづき、三国間に「密約」があるとの伝聞が明瞭になった。蒋介石はこう記している。「ロシアの東北および旅順・大連に対する特権回復要求は虚偽ではない。……また、スターリンのローズヴェルトへの談話では、我が政府はまず中共を政府に加わらせなければならず(これがいわゆる統一である)、その後はじめて中日合作を実現しうると言ったようだが、その魂胆を知るべきである。どうりで共匪が最近さらに猖獗をきわめているのは、恃むところあって恐れを知らないからか」(679-680頁)。とはいものの、ヤルタ会談以後、ソ連政府は宋子文行政院長代理のモスクワ訪問を歓迎するとの意向を伝えてきており、蔣經國教育長にもその旨を伝え、中国との合作を希望するとしていた。これはあきらかに、ヤルタ会談後のソ連の新しい対中国接近であった。蒋介石は、この動きについて、「人を惑わせるものであり、我が国外交の成否得失をはかる一大転機である」と所感を述べた(2月28日、682頁)。

そして、3月15日、蒋介石はアメリカ大使魏

道明の12日付電報で、ローズヴェルトとスターリンの極東に関する談話の概要を知るにいたる<sup>(1)</sup>。蒋介石は所感でこう記していた。「此を閲せり、但し、痛憤と自己反省あるのみ、『ヤルタ』は果して已に売華せるか? 考えるに、かくの如くならば、今次の黒海會議においてロシアの対日作戦はすでに成議せりと断定すべし。果してしかば、則ち此次の抗倭戦争の理想は、恐らく夢幻と成らん!」(685-686頁)。

ヤルタの「密約」は「我が國を犠牲にするのではないか」という最初の疑念は現実のものとなった。まさしく、「売華」にほかならなかつた。4月5日、連日の検討の結果を次のような基本的態度としてとりまとめた。

(一) 租借地ということばは、我が中華民族の最大の恥辱と汚点であり、今後、決してこのことばを中華民国の歴史に見ることを願はず。

(二) 租借地回収は国民革命の最大の目的であった。もし、旅順が再びロシアに租借されるなら、我が50年の革命と此の度の決戦のこのうえなき犠牲はすべて泡とならん、決してその恥辱を忍び難し。

(三) もし、我が政府が租借を承認すれば、中日両国世代の仇恨を造りだすのみならず、第三次世界大戦の原因ともならん。もし、此の案にアメリカが賛成したか、あるいは提議したとすれば、ローズヴェルトは歴史上、永遠にその責任を免がれないだろう。

(692頁)

このように論じたうえでさらに次のようにも言及する。

旅順問題に関しては、むしろロシアに強権的に占領されるべきで、決して租借名儀でその権利を承認すること能わず。此れは旅順のみならず、外蒙、新疆、あるいは東

三省においても、苟しくもその武力によりて占領されて退くにあらざれば、則ち我もまたただ不承認、不調印をもって対応するのみ。蓋し、弱国における革命の過程にあって、実力なく、外援もなければ、信義と法紀をもって基礎とせざるを得ず、断じて稍かも法律上の根拠をもってすべからず。……外からの脅迫と誘惑のために、権を喪ない国を辱しめる売国契約を調印し、害を民族に残すなれ、我が国家の独立自主の光栄を保つべきなり。（692-693頁）

蒋介石のヤルタ「密約」に対するとらえ方は、あきらかに、三強政治への抵抗という側面と、国民革命を担ってきた歴史的アイデンティティに基づきづけられた、しかも連合国四強の一員である自負とが交錯しあつたものであった。ヤルタ的政治空間から排除され、かつソ連から「租借権」を強制されるという現実は、連合国政治空間内における大国的地位にあるという自負との矛盾を一層拡大することになった。とくに、ローズヴェルトがスターリンの要求を承認したという事実に対しては、4月12日のローズヴェルト死去の報に接した13日の所感にもなおきわめて厳しいとらえ方を示しつつこう述べた。

「ローズヴェルトの対ロシア政策は姑息であり、対中共政策は援護的であるが、しかしながらそこには限度と一定の主張があり、決して強権を恃む覇者ではなかった。」

（696頁）さらに、「今後、アメリカ政府の政策はおそらくイギリスの操縦を受けて変更され、ローズヴェルトのような自主性をもちえないだろう！ 中日関係は、ローズヴェルトの死を契機に、より慎重に対応すべきである」（696頁）

と。

この頃、中国共産党は延安で第七次全国代表大会開催の準備中であり、4月23日には正式に

開会し、毛沢東は「連合政府論」を政治的課題として提起し、国民党一党訓政体制への批判とその改革を強調した<sup>(2)</sup>。

4月24日、蒋介石はアメリカ大使ハーレーの重慶帰任報告を受けた。ハーレーは、2月下旬にアメリカ帰国以後、ローズヴェルトからヤルタ「密約」に関する情報を得、これに対し、早急にイギリスやソ連との対中国政策の協議を図る必要性を進言し、重慶帰任途次、ロンドン、モスクワ経由でイーデン、チャーチル、スターリンらと会談した。この間にローズヴェルトが死去したが、トルーマンはハーレーにひきつづき大使を続けるよう指示した。ハーレーは蒋介石にこう報告した。

【ローズヴェルトは】三ヵ国の対華政策の一一致を求めていた。それは、(1)中国の軍令の統一を援助する、(2)中国をひとつの独立した自由で民主的に統一された国家とする、というものであった。これについて、ロンドンでイーデンとチャーチルに会見した時、イーデンは同意したが、チャーチルはいささか論難を加え、最後には同意した。……【スターリンとの会見については】第一にこう質問した。ソ連は中国共産党を眞の共産党ではないと考えているのか、それはニセの『マーガリン式』の共産党なのか？ このことはスターリン本人のものであったことからそう尋ねたのだが、かれは、そうだ、と答えた。第二の質問は、ソ連は中共を援助したことがあるか？ というもので、スターリンは、ない、と答えた。（699-700頁、『戦時外交（一）』210-217頁参照）

これらの話を聞いた蒋介石は、翌4月25日、

（一）アメリカはロシアが機に乗じて東三省を占領することを恐れており、きわめて深い注意をはらっているようだ！

(二) ハーレーはこの度イギリス、ロシアを訪問し、その対華政策への同意をとりつけ、形式上は皆賛成であったが、事実はまるで徒労であった。(三) 但し、中国の独立統一、自由民主の政治の樹立に、友邦からの支援を煩わし、かつ英ロの同意を求めるなどは、我が国の恥辱にほかならない(701頁)

と書き記し、チャーチルの香港返還は絶対ありえないとする認識に対しては、「我が国を蔑視すること、蓋し、かくの如くなり」と批判した。

ちょうど、4月26日は、サンフランシスコでの「国連憲章」制定会議が開催され、宋子文団長や顧維鈞をはじめ、中国共産党の董必武らも出席した。ヤルタ的政治空間の主導のもとに国連的政治空間が50カ国の参加によって創出されつつあった。

4月29日、ハーレーは蒋介石にさらに具体的にローズヴェルトとスターリンの会談内容を伝えた。蒋介石は、所感に「スターリンは旅順と南満鉄道、中東鉄道の日ロ戦争前(1904)の特権回復を要求しているが、魏道明駐米大使の報告にある中米ソ三国共同管理の提案がみあたらぬ」と記し、「数ヵ月来の疑惑が、ここに至ってはじめて明瞭となった。しかし、すべての内容はまだ示されていないようだ」(702頁)と推測した。三強会議の約束では、ヤルタ「密約」の内容は、一年後に公表することになっていたが、ローズヴェルト大統領の死去を契機に、トルーマン大統領は、中国政府側に情報の開示をはじめた。それは、対日作戦の最終段階とも密接に関わるソ連参戦問題を内包していたからである。5月7日、ドイツは無条件降服した。国民党の第六次全国代表大会も5月5日からはじまり21日まで開催された。中国共産党の第七次全国代表大会はすでに4月23日からはじまり、6月11日まで続くことになった。

5月11日、外交政策の基本を「領土行政主権の完全性を求める」ことに置くと記した(704頁)。5月24日、ハーレー大使と接見し、アメリカのベトナム、香港、朝鮮、東北政策について議論したが、蒋介石は、とくに、アメリカ側に南満上陸作戦があるかどうかが、中国の対ロシア交渉のポイントだと認識していた。そして、同時に「我が国も革命の原則を放棄できないのであり、領土、主権、行政の完全性を確保すべきことが根本だ」と記した(712頁)。

6月3日には、ソ連のペトロフ大使と接見し、「東三省および軍港、商業港などにおける主権と行政は完全でなければならないと主張した(714頁、『戦時外交(二)』、549-552頁参照)。翌4日、サンフランシスコ会議に出席中の宋子文宛の電報では、ペトロフの言として、サンフランシスコ会議終了後、宋子文がモスクワを訪問するよう希望していることを伝えた(714頁)。同日、ソ連の駐日大使マリクは日本側との「日ソ和平」協議を拒否した。あきらかに、ソ連はヤルタ「密約」をめぐる中国とのある種の協議を期待しつつあった。ただ、この頃、ソ連の新聞は、国民党支配に関してかなり強硬な批判をおこなっていた。これはあるいは日本に対するカムフラージュのためであったかもしれない。

6月8日、サンフランシスコ会議出席中の宋子文宛の電報で、トルーマン大統領と旅順の処理方案について協議するよう指示し、ロシアがもし「独占あるいは租借」などということを主張していたとすれば、これには徹底的に反対し、同意できない旨を伝えるという見解を示した(716-717頁)。これはローズヴェルトとスターリンのやりとりが、まだ正式には中国側に伝えられていないことへの対応であった。宋子文は、ワシントンでトルーマンと会見したことを6月9日の電報で伝え、この時トルーマンは

「密約」のメモランドをハーレー大使宛に送り、蒋介石に伝えると述べていた（719頁、『戦時外交（二）』555-557頁）。11日、ソ連駐華大使ペトロフは蒋介石に接見を求めたが、それは「中ソ友好互助條約」締結のための先決条件を伝えるためであった。蒋介石はペトロフとの会見を翌日にまわし、ワシントンの宋子文宛に対ソ連交渉方針を打電し、アメリカ側にも伝えるよう指示した。「『租借地』なることばは我が国の歴史の恥辱であり、今後此の汚点を再現させることがあってはならない、断じて方法を講じて除かねばならない」（720頁、『戦時外交（二）』558頁）。12日の会見でペトロフは、5項目の先決条件を提示した（723-724頁、『戦時外交（二）』562頁）。

1. 旅順港の租借を回復し、ソ連の海軍基地を建設する。
2. 大連商業港を国際化し、かつソ連の同港における優越的権利を保障する。
3. ソ連と租借港との関連を保証するために、中国東三省の主権を保持する条件下に、中ソ合弁公司を組織し、中東鉄道と南満鉄道を共同使用する。
4. モンゴル人民共和国問題については、現状を維持すべきであり、モンゴル人民共和国は一つの独立国家である。
5. サハリン島南部、および接壤諸島、さらに千島列島はソ連に帰属すべきである。

この諸条件をめぐるペトロフと蒋介石のやりとりは、談話紀要として残されているが、蒋介石が一貫して主張したのは、「租借」ということばそのものが「国家の恥辱」にほかならず、租借地があることは領土主権の不完全性を意味するとして受け入れがたいという点であった（721-723頁、『戦時外交（二）』558-561頁）。ペトロフは、これら5項目はチャーチルやローズヴェルトによっても同意されたと述べて蒋介石

石を説得しようとするが、蒋介石は、それは「中国を不平等な国家に変えることだ」として拒否した。もちろん、「中ソ友好互助條約」の締結とは、ソ連が対日作戦に加わることを意味しており、この点は蒋介石も「当然歓迎する」ことを表明した。

6月15日、トルーマンからの正式な「ヤルタでの秘密協議書」がハーレー大使によって蒋介石に手渡された（『戦時外交（二）』、567-568頁）。これは二つの部分から成っており、前段はスターリンの7項目にわたる声明であり、蒋介石による中国の統一とその安定を支持したことや、満洲全域は統一された中国の一部分であり、中国の主権を尊重することなどが列記された。後段は、ソ連の対日参戦条件として、4項目が受理されれば8月に対日作戦を発動するとしてるものであった。この4項目は、その後1946年2月11日に公表されたヤルタ「密約」全文と同一のもので、第一に、モンゴル人民共和国を承認すること、第二に、1904年に日本に奪われた権利を回復すること（サハリン南部の帰属、大連商業港の国際化と優越的利益の保証、および旅順口を租借し海軍港とする権利の回復、中東・南満鉄道の中ソ合弁公司による共同経営とソ連の優越的利益の保証）と、同時に満洲における中国の完全な主権を保持すること、第三に、千島列島のソ連への帰属、第四に、ソ連は、中国が日本勢力から解放されるという目的のために、国民政府と中ソ友好同盟條約を締結する用意がある、と明記されていた（727-728頁）。蒋介石はこれに対し次のような所感を記した。

悲憤、止まるところを知らず、甚しくは恐らくは、此の備忘録なおヤルタ売華密約の全文にはあらず、然れどもわずかに此れのみにても亦、已に我が中華民族を万劫復せざるの境地に置くに足る、而も且つ、アメリカ自身今後百年の内、東アジアに対し

ても、亦、安定和平の日無からん（726頁）

蒋介石にとって、ヤルタ「密約」はまさに「売華密約」であり、革命政党国民党の存在をも脅かすものとしてとらえられた。蒋介石は、まず、第一に、三強による協調体制を意味する「ヤルタ的政治空間」に翻弄されてきたことに対する抵抗として、「密約」の「租借」条項を拒否する方針をくりかえし米ソに伝えてきた。しかし、これはローズヴェルトとスターリンの合意によるという壁の前に「犠牲」を強いられる事態すら予測された。ローズヴェルトの中国大國化政策といえども、三強レベルでの大国ではなく、連合国政治空間内「大国」という水準のものであることを蒋介石は痛感せざるをえなかった。中国に対する限り、米英ソは共通の基盤をもっていた。だからこそ、対日作戦の遂行にとってのみ中国は「大国」でありえたのである<sup>(3)</sup>。第二に、もしこうした国際関係の中で国民に「租借」の復活が明らかになったとしたら、これは国民政府の存立にかかわる深刻な問題が発生する可能性がある。この支配の正統性にかかわる課題については、蒋介石はいわば本能的に感じとっていたというべきで、単に中国共産党との関係にとどまらず、国内政治を支える広範な民衆的基盤への反作用を考慮せざるをえない状態に置かれた。そこに、中国政治をめぐる新たな社会的基盤の形成があったといえるかもしれない。なぜなら、1944年秋以来の国民参政会を舞台とした憲政運動が、もはや国民党一党訓政システムをもとのままでは維持しないほどまでに高揚していたからである<sup>(4)</sup>。

こうした国内外の諸条件のなかで、米ソのある種の協調体制は、対日作戦上の課題と密接にかかわって、中国国民政府がソ連との友好同盟条約を締結せざるをえない方向へと導びいていった。それが具体化するのは、6月20日、代

理行政院長兼外交部長宋子文がアメリカから重慶に帰り、25日正式に行政院長に就任し、27日、蔣経国らと共にモスクワへ出発した時からはじまる。時あたかも、サンフランシスコ会議で「国連憲章」が採択され、翌26日、顧維鈞代表がそれに調印した。中国は常任理事国としての地位を得た（『戦時外交（三）』、903頁以下参照）。

## II. 国家戦略としての「中ソ同盟友好条約」への道

蒋介石からみたヤルタ「密約」は、あきらかに三強間の対日作戦上の取引としてしか考えられず、それは直ちに「売華密約」にはかならないと認識できるものであった。しかし、中国は6月以降急速にヤルタ的政治空間の磁場に組みこまれてゆく。それが、「中ソ友好同盟条約」をめぐるモスクワ交渉であった。ここでは、主として蒋介石の側がどのように認識し、それに対応しようとしていたかについてとりあげたい<sup>(5)</sup>。

6月27日に宋子文行政院長を団長とする代表団がモスクワに派遣された。スターリンやモロトフ外相らとの第一次会談は、6月30日午後6時半から15分ほどであったが、宋子文は、かつての孫文時代のソ連との合作を回復させたい希望を述べ、スターリンは、現在のソ連は中国と連盟して日本を抑えたいのだと表明した（742-743頁、『戦時外交（二）』572-574頁）。

これより先、6月26日、蒋介石は対ソ交渉要点9項目をまとめた。これは、6月24日にまとめた対ソ外交7項目を修正したもので、今回の宋子文代表団の基本方針となった（734-737頁）。

1. ソ連の対日参戦という軍事的観点から旅順軍港は共同使用しうるものとする。た

だし、主権と行政は中国に帰属し、範囲も日本の主張する附属地（遼東半島の金州や、復州）は含まない。

2. 大連商業港は、自由港とするが、行政は中国の独立自主にもとづく。
3. 中東鉄道と満鉄は、ソ連と共同で公司を組織し運営するが、いずれも主権と土地は中国に属す。
4. 1924年以前の東三省に関する条約はすべて廃棄し、ソ連との1924年北京条約の精神にもとづき新たな条約を締結する。
5. 外モンゴル地方は、自治領とし、中国の宗主権のもとに自治政府を成立させ、軍事、外交の自主権を与える。
6. 新疆省西北部の民族反乱については、ソ連側から武器提供は行なわず、伊寧と伊犁の反乱地区は中国側が接収する。
7. 中国は国家統一を実現するため、全国の軍令と政令を徹底的に統一しなければならず、武装政党（中国共産党）の存在を許容しえない。したがって、ソ連は、今なお武力割拠して国家統一と抗戦勝利を妨害している中国共産党に対し、いかなる国際的世論や政治的物質的支持も行わないこと、と同時に、中共に対し、武力を政府に引きわたし指揮を統一して対日作戦に有利とするよう勧告すること。
8. 中国政府は民主憲政を実現することを決定しているが、中共が武力を放棄し政府に帰属するなら、政府は中共に対し一般的の政党と同等の待遇を与える。
9. 交渉上の注意として、第一に中ソ友好を旨とし、第二に今後も両国は国際的に密接な合作を行なうべく、政治的発言は相互に尊重しあい、第三に経済的にも互助を行ない、第四にソ連軍は東三省で日本投降調印後3ヵ月ないし半年の間に撤退

する、第五にソ連参戦時には連合参謀団を組織し、ソ連軍司令部に中国参謀団を派遣する、第六に中国政府は連合政府に改組できないが、中共が軍令政令を中央に統一するなら、政府は中共党员を部長や会長、委員のポストにつける。

以上の9項目のうち、第5項目の外モンゴル問題については、6月26日、蒋介石はペトロ夫大使に、「外蒙問題はとりあげないのが最善だ」と伝えつつ、「外蒙」は外交、軍事が独立した「高度自治領」として、宗主権（Suzerainty）は中国に帰属することを強調していた。ところが、この問題が現実にはきわめて大きな交渉課題となってゆく。

7月2日、宋子文團長はスターリンとの第二会談の報告電報でこう述べた（744-746頁、『戦時外交（二）』576-590頁）。「本日の会談では、東三省については比較的満足するものであったが、外蒙問題では硬着状態となった」。まず第一に、スターリンは、外蒙の人民は中国政府の統治を望んでおらず独立を希望している、したがって中国は外蒙の離脱を認めるよう望みたいと主張した。これに対し、宋子文は、ソ連はしばしば外蒙が中国の領土であることを承認してきたではないかと反論したが、スターリンはそうだと言いながら、ソ連の国防上の関係から外蒙に軍を駐留せざるをえないと強調した。宋子文は、蒋介石の内意にもあるように、今回この難題をとりあげないようスターリンに提言したが、スターリンは、「もしそうなら、いかなる協定もむすべない」と今回の条約締結交渉そのものを否定する発言を行なった。宋子文はさらに、外蒙独立を承認するとすれば、中国の政府に対する信頼が損なわれ、チベット問題に影響する可能性があると反論した。スターリンは、ならば「秘密条約」を結び日本の敗戦後に公表したらどうかとすら述べ、あくまでも

「外蒙独立」承認が必要だと主張して自説を譲らなかった。最後に宋子文は、この問題の解決方法を蒋介石に問い合わせることとした。第二の問題として、旅順軍港の「租借方式」をめぐっては、スターリンは「租借」といわずに両国での共同管理使用（期間は40～45年）を提起し、大連を自由港とすることを主張した。宋子文は、いずれも中国の主権行政の統一の観点から中国が主管すべきことと、期限は20年とすることを強調した。第三に国民党と共産党的関係について、スターリンは「中国の内部問題」であるとしたうえで、国民党が指導的地位に就くのは歴史的にみて当然なのだから、政府には共産党だけでなく「先進分子」を受け入れるべきだとし、この見解は「中国の利益」を考えてのことであって、「いかなる党派をも援護するものではない」と説明した。宋子文は、連合政府は受け入れられないことを述べた。第四に、ソ連の軍隊が東三省に進駐した場合、中国政府はその地域の地方政府に代表を派遣することを表明した。

このような会談内容の報告に対し、蒋介石は7月6日付で次のように指示した（746-748頁、『戦時外交（二）』、593-594頁）。「外蒙独立問題は、わが国前途の成敗に関わり、実にわが東三省と異ならず。もし、わが国内（東北と新疆を含む）が真に統一され、あらゆる領土主権、および行政が完全無欠であるならば、外蒙独立はあるいは考慮しうるし、各民族の眞の独立を援助しうるであろう。これこそわが立国主義の精神にほかならない。しかし、国内統一がなお強固でない今日にあっては、これを実現しえない」、中国が統一されれば、三民主義原則によって、外蒙独立問題は外蒙人民の投票によって解決するが、それも抗戦勝利後のこととする。この点はソ連政府との合意とみなすことができるが、「いかなる秘密協定」も締結しないこと

を条件とする。蒋介石は、最後に、これらの最低の要求は、「わが国最大の犠牲」にはかならず、もし中国が真に統一できないのなら、「交渉中止も辞さず」今後の対応を考え、と伝えた。ここでいう「中国の眞の統一」とは、東三省の領土主権行政が完全無欠であること、新疆の伊犁をはじめとする全域の中国への回復、中央の軍令政令への中共の帰属とそのもとでの政府改組（ただし、連合政府とはしない）、外蒙独立問題は上記の統一を前提とすることなどを意味していた。蒋介石はこうした訓令を出す前日のメモランダムとして次のように記していた（746頁）。スターリンは外蒙独立要求を今回の交渉の取引条件としている。もしこれを受け入れなければ、「東北と新疆の各種行政権の確保を交渉しえなくなり、共産党問題もさらに解決困難となろう。しかも、外蒙は事実上ロシアに占領されているが、もしそれをそうではない虚名だとして実害を蒙るなら、それは決して国を謀る道ではない、犠牲を耐え忍び、東北、新疆、および全国の統一と交換せざるをえない。すなわち、外蒙が戦後、投票でその独立問題を解決することを承認し、東北、新疆、中共問題をロシアとの交換条件として協商することに決する。」

ここには、戦後東アジア政治空間内にひとつ強固な中国統一を実現するうえで、「外蒙独立」をソ連との取引条件とせざるをえない蒋介石の苦境が示されている。ソ連の対日参戦に対し、もし東北と新疆において何らかの制約を加えないでは、ソ連にフリー・ハンドを与えることになる現実的危惧、また、国内政治の面では中国共産党に対するコントロールを容易にするためにソ連の国民政府支持を得る必要があること、これらが、「外蒙問題」に「最大の犠牲」をはらう理由であった。

7月7日、抗戦8年目の日、宋子文宛の訓令

でも、わが国が「外蒙の戦後独立」を容認することは「最大の儀性」をはらうことであり、「ソ連に対する最大の誠意を示す」ものであることを強調し、そうする目的は第一に、東三省の領土主権行政の完全無欠を要求すること、第二に、ソ連は今後二度と中共と新疆の「匪乱」を支持しないこと、という二つの「交換条件」を実現するためであった。同時に、これらの条件について具体的な成果がない場合は交渉そのものの中止を考慮するという指示も出していった（751-752頁、『戦時外交（二）』、596頁）。

同日、宋子文は第三次会談の内容を報告した（752-753頁、『戦時外交（二）』、598-604頁）。スターリンは「外蒙独立問題」を最大の条件として、「中国がこれに同意できないのなら、いかなる協定もありえない」、また、ヤルタ「密約」の条文はソ連で起草したが、それに米英は修正を加えなかったと述べた。あきらかに、ソ連側の中国に対する強硬な立場を明確にするもので、米英ソ三強によるヤルタ的政治空間の論理を中国に強制するものであった。その限りで、東アジアにおける米ソの協調は維持されていた。もちろん、中ソ友好同盟条約を締結することが中国にとっても全体として意味あるものと考えられていた。7月9日、蒋介石はトルーマン大統領宛に、モスクワ交渉を伝え、中ソ間にとどまらない世界平和と安全の利害にかかわる重大な問題であることを強調した（754頁、『戦時外交（二）』、606頁）。そして、ついに、宋子文に「外蒙戦後独立方式」を認めるよう訓令した（754頁、『戦時外交（二）』、606-607頁）。

こうして、「外蒙独立問題」はソ連主導型で「解決」され、交渉の焦点は旅順・大連に移った。代表団の一員であった蔣経国は、7月8日の蒋介石宛電報で、ソ連はウラジオストック以北の地に軍港建設をはじめると、40年以内に完

成させる予定なので、その間、旅順大連の共同使用と中東・南満鉄道の経営権を保有する、と主張していることを報告した（758頁）。また、宋子文は7月9日の第四次会談を伝えたうえで（『戦時外交（二）』、609-620頁）、翌10日の報告でも、大連、旅順の管理権はソ連側に属すこと、また、軍隊の駐留権を承認することは、鉄道も中東・南満ともすべての権益（工鉱業を含め）をソ連に帰属させること、共同管理経営権に中国政府の参加を認めるが董事長らはソ連籍とすることなどが伝えられていた（758-759頁）。蒋介石はこれを評して、「東三省に関する条約は、1896年の条約〔露清同盟条約、李口バノフ密約のこと〕よりはるかに苛酷なもので、…侮辱もここに極まれり」と記した（758頁）。

しかし、東北接收のためにはソ連と交渉を重ねるしかなく、宋子文は第五次会談の報告で、ソ連軍の撤兵は戦後3週間以内に開始すべきこと、東北・新疆・中共問題の三点セットは協議後に書面で確認すること、鉄道管理について鉄道警察権は中国に譲るが、董事長のソ連籍については未解決のままであること、大連港を純粹自由港とするがソ連技師を招聘すること、などの議論があったことを伝えた（761-762頁、『戦時外交（二）』、622-631頁）。

ところが、ちょうどこの時、ポツダムでの米英ソ会談が予定されていたため、7月12日の第六次会談で、ベルリンからスターリンが帰つてから再度交渉をもつことを決定した（『戦時外交（二）』、631-635頁）。14日に、中ソ会談の公報がモスクワで発表され、「数日来の会談の状況は、きわめて良好」という文面であった（762頁）。宋子文や蔣経国もこれを機会に重慶にもどり、17日蒋介石に報告するとともに今後の交渉についての協議を重ねた。この日、ポツダム会議が開催され、その前日16日にはトルーマンは原爆実験成功的ニュースを得ていた。

7月19日、蒋介石はペトロフソ連大使と接見し、その中で、中国の外交は自主的であり、ポツダム会談でもし中国問題についての決定がなされても中国は承認しないと主張した。かつ、「外蒙の現状維持」とは「中国に宗主権があるという意味であり、独立という意味ではない」ことを再度強調した（765-768頁、『戦時外交（二）』、636-639頁）。蒋介石にとっては、「外蒙独立」を承認することは最大の犠牲をはらって「あらゆる反対意見を抑える」ことにほかならず、こうすること自体が今後「中国政府を困難な地位に陥いれる」可能性があるとすら考えていた（765頁）。そうまでしても、「中ソ友好」をはかろうとする「誠意」をペトロフ大使を介してスターリンに伝えようとしていたといえよう。

7月26日、米英中による「ポツダム宣言」が公布されたが、これは、事後的に中国が加わったもので、「対日無条件降服」を要求する内容を柱とするものであった。しかも皮肉なことに、当日のイギリス総選挙は労働党の勝利となり、チャーチルは退陣、アトリーが組閣することになった。わずか3ヵ月半前の4月12日 F.D.ローズヴェルトの死とトルーマンの大統領就任という転機を経て、今までイギリス首相の交替という事態となった。対日作戦も最終段階で、アメリカはすでに原爆開発に成功していた。

こうした激動のなかで、7月28日、蒋介石は全般的対外政策の枠組を次のようにとりまとめた（771-774頁）。第一に、国際情勢の変化について、ロシアはすでにアメリカを仮想敵国としている、したがってわが国を外交政策の重要な目標とせざるをえない。そこでわが国が自主自立、中立不倚を貫ぬくことができれば、ロシアもわが国の中立という地位を尊重するであろう。今日の情勢は政治的外交的方法によってのみ解決しうる。わが国は実力未だ充実してはい

ないが、東アジアと太平洋における国際的地位からいって、ソ連、英、米に対しすでに重要な勢力となっている。したがって、ソ連は中国との緊密な交流を選択せざるをえない。ソ連は旅順と外蒙を要求しているが、わが国は暫時この二地を放棄して新疆と東北の資源という重要な地を保全する。わが国が「最も短期間に国内統一を求める」ためには、暫時この二地を放棄しないでは困難である。第二に、今後の国際外交政策は、北辺はロシアと合作し、内地はアメリカと合作し、対ロシアには中共との関係という政治を重視し、対アメリカには経済関係（工業技術）を重視する。こうした基本方針の前提には、実力の不充分さを自覚せざるをえない中国の現実があった。蒋介石はそれを、思想的混乱、風気の乱れ、とくにバラバラな社会、国民党の紛乱、組織の混乱、紀律のなさ、などと指摘するとともに、政治経済教育の面でも社会的基盤の欠如、「共匪の反乱」「異端の蜂起」「軍閥の余毒の存在」「科学水準の幼稚さ」「知識の浅薄さ」「工業と交通の未発達」などをあげ、さらに軍隊の幹部層の養成は一定の水準にあるにせよ装備の「現代化」にはほど遠い、と概括していた。蒋介石のこのようないくつかの自覚こそ、対外的には「四大国の一員」という地位を得ているにもかかわらず、ヤルタ的政治空間の中で翻弄される中国の現実の反映であったといえよう。

7月30日、宋子文行政院長は外交部長の兼務を解かれ、王世杰が就任し、今後のモスクワ交渉に直接関わることになった。蒋介石はまた、31日にはウェドマイヤー参謀長、ハーレー大使、中国側軍政の高級幹部宋子文らを召集し、アメリカ海軍の対日作戦としての中国沿海地域上陸計画を討議し、上海、釜山、大沽、広州、青島に決定した。これは、ワシントンの連合軍参謀部からの諮問でもあった。会談の中でウェドマイヤーは、日本が数週間かそれとも数日の間に

投降するかどうかは予測しがたいと述べていたが、ポツダム宣言以後の日本の動向はすでに把握されていた（775-779頁）。

8月5日、宋子文、王世杰、蔣經國らは、ペトロフ大使とともに再度モスクワ交渉へと旅立った。6日、蒋介石はトルーマンとアトリー宛に、ベトナム北緯16度以北を中国戦区に含むとするポツダムでの米英連合参謀団の建議を承認する旨の返電を送った。そしてこの日、広島に原爆が投下された。7日、宋子文宛に、東北地域の各種工業と設備が中国の所有となること、およびそれは日本の戦争賠償の一部であることをソ連との条約締結前に協議するか声明することを指示した（『戦時外交（二）』、642頁）。

8月8日、宋子文らはスターリンとの会談を報告した（782-783頁、『戦時外交（二）』、643頁）。旅順軍港の共同使用方法、大連市政問題、中東鉄道董事長問題、同盟条約問題などの初步的協議がなされた。スターリンは、日本の在満洲産業や設備が中国への賠償の一部となることに「同情」を示したとされる。この日、ソ連政府はポツダム宣言への参加を表明、9日から対日戦争に入ることを決定した。アメリカは長崎に第二の原爆を投下した。

8月9日、ソ連軍は「満洲」に進駐した。

8月10日、日本側は連合国への無条件降服を表明した。蒋介石は、モスクワの宋子文、王世杰宛に、わが国の行政経済人員を東北へ派遣する方法につきソ連政府と協議するよう指示した（『戦時外交（二）』、646頁）。11日、連合軍は中国戦区の降服受理範囲を中華民国、台湾、ベトナム北緯16度以北地域と規定し、東北三省はソ連が接受することとなった（786頁）。

他方、中国共産党は、10日から11日にかけて合計七通の命令を発し、第二号命令で呂正操部隊、張学詩部隊、万毅部隊、李運昌部隊の熱河、遼寧、吉林への進駐を指示し、第六号命令で朝

鮮義勇部隊の東北進駐と朝鮮解放の任務を命じた。いずれも日本軍あるいは「満洲國軍」の降服受理をめざしたものであったが、国民政府はこれを認めずあくまでも軍事委員会委員長の指示に従うよう命令していた。ここに、日本降服後の中国東北部をめぐる政治的矛盾が顕在化しつつあった。こうしたなかで、中国にとってモスクワ交渉は一刻も早く妥結する必要があった。

### むすび——東北接收をめぐる局地的 「冷戦」化への構図

8月12日、蒋介石は、10日付宋子文から「目前の障害は、外蒙境界、南満鉄道局局長問題、旅順中ソ軍事委員会の三問題」という電報を受けとり、（790-791頁、『戦時外交（二）』、645頁）、「外蒙境界」の確定は「外蒙が独立を望むなら」「基準となる図籍」が必要であること、さらに、旅順共同使用に際して「中ソ軍事委員会」を設置することでかつての「租借地」ではないことを明確にすべきだとして、いずれもこれは「中国の立国の条件としての最低限のもの」と指示した（789-790頁、『戦時外交（二）』には未載）。これに対し、宋子文らは「外蒙境界問題」はソ連側の故意による紛糾ではないと判断し、指示どおりには対応できぬとし、代表団メンバーは「一致して中ソ条約の帰結が必要であると考えており、もし再度遷延するなら、たちどころに意外の変化を引きおこしかねない」と進言し、未解決事項については適宜処理する権限を与えられたし、と返電していた（793頁、『戦時外交（二）』、649頁）。8月13日、王世杰外交部長は蒋介石宛電報で「わが方の利害についていえば、このたびの条約締結は中ソ関係を明確にしうるとともに、中共の猖獗を減少させ、ソ連軍の撤退を保証させ、ソ連側

の東北における権益を制約しうる」と述べ、もし今回の談判を中止すれば情勢が急変し「前途の隱憂、はなはだ増大せん」と説明していた（794頁、『戦時外交（二）』、650頁）<sup>（6）</sup>。蔣介石はこうした進言を納めざるをえず、適宜の処理権限を与えた。

かくて、8月14日、30年有効の「中ソ友好同盟条約」をはじめとして「中国長春鉄路に関する中ソ協定」「大連協定」「旅順口協定」「中ソ共同対日作戦に際しソ連軍中国東三省進駐後のソ連軍総司令と中国行政当局との関係についての協定」の四協定が王世杰とモロトフ両外相の間に締結された（『戦時外交（二）』652-668頁）。

この条約締結は、中国国民政府としてはヤルタ「密約」以来の懸案を解決したことになり、ソ連は正式に国民政府に対する条約履行の義務を負うこととなった。しかし、蔣経国が伝えるように「条約は頼りにならぬ」というスター・リントことばはまさしくその後の歴史の展開を予兆していた。蔣介石はこの条約の有効性を危惧しつつも信じていた。たしかに東北接收に関わる「ソ連軍総司令と中国行政当局との関係についての協定」は、日本の敗北後、ソ連軍のフリーハンドを制約する一定の役割を果したといえよう。つまり、日本投降後三週間以内にソ連軍は撤退を開始し、その期限は三ヶ月を越えないものとすることが記録として付されていた（798頁、ただし、『戦時外交（二）』668頁にはこの記載なし）。ところが、東北地域がソ連軍によって降服受理されたそのことによって、国民政府の東北接收はソ連の対東北政策に規定されるという受動的立場に置かれ、ボツダム会談以来のソ連の対米「仮想敵国視」の深まりとともに東北地域は事実上の「冷戦的政治空間」の支配する環境に置かれることとなった。すなわち、中国国民政府のソ連軍からの接收より先

に、中国共産党軍の東北進駐が展開し、やがて遅れて進駐した国民政府軍との間に戦闘がはじまり、それは1946年5月頃まで続くことになった。他方で、いわゆる関内にあっては、ヤルタ的協調体制の中国政治への圧力が増大し、8月14日「中ソ同盟友好条約」が締結されたその日に、蔣介石は毛沢東宛に「国家大計」についての協議を申し入れ重慶に招請した。中国共産党は一方では東北進駐を展開しつつ、他方では蔣介石との交渉をすすめる方針をとり、10月10日には重慶で「雙十協定」を結び、翌46年1月の「政治協商会議」開催をとりきめた（関連文献は、拙著『中国ナショナリズムと民主主義』第5章を参照されたい）。

このようにみてくると、東北地域は関内とは異なる政治空間を構成しており、国民政府という政治共同体の支配空間におけるヤルタ的体制とは対照的であった。東北地域は、国民政府の潜在的主権の及ぶ地域であったにせよ、ソ連の直接的支配下に置かれたことによって、国際的矛盾が域内問題化する可能性を生みだしていた。ここに、1945年中国東北地域に「冷戦的政治空間」が生まれる国際的条件があった。その意味で、中国という政治的主権の枠内で、一地方であった東北地域という場での局地的「冷戦」化、さらにそれが「東北内戦」という「熱戦」へ転化する現実的 possibility を内在させることになる。そして、1946年6月には、全国的内戦へと移行するにいたる。東アジアの冷戦的構図は、すでに1945年8月の時点での原型を現わしていたといってよいだろう<sup>（7）</sup>。

- (1) 『中華民国重要史料初編——対日抗戦時期 第三編 戦時外交（二）』542-543頁。
- (2) 国民党側の中共第七次全国代表大会に対する認識の典型として、蔣介石侍従室第六組組長唐縱（乃建）の日記がある。『在蔣介石身辺

八年——侍従室高級幕僚唐縱日記』群衆出版社,1991年,522頁参照。

(3) 拙稿「ダンバートン・オークス會議中国代表団報告書にみる『中国自画像』」追手門学院大学東洋文化学会編『阿頼耶順宏・伊原澤周両先生退休記念論集、アジアの歴史と文化』汲古書院,1997年,135-154頁で、この点について言及した。

(4) 拙著『中国ナショナリズムと民主主義』研文出版,1991年,第4章参照。

(5) この問題をめぐる中ソ関係史的分析には、さしあたり、石井明『中ソ関係史の研究(1945-1950)』東京大学出版会,1990年,第1章,香島明雄『中ソ外交史研究1937-1946』世界思想社,1990年,第4章,第5章,陳立文『宋子文與戰時外交』国史館,1991年,第5章,第6章,陶文釗・楊奎松・王建明『抗日戰爭時期中國對外關係』中共党史出版社,1995年,第11章,(楊奎松執筆),第12章(陶文釗執筆),向青・石志夫・劉德善主編『蘇聯與中國革命』中央編訳出版社,1994年,第15章,(孫岩執筆)を参照されたい。

(6) 『王世杰日記』(手稿本)によれば、8月4日、モスクワへ出発する前夜、すでに今回の訪ソの目的は「統一、和平、東北保全」の三語に概括できると指摘していた。『王世杰日記』(手稿本)第5冊,中央研究院近代史研究所,1990年,民国34年8月4日の條,139頁。なお、8月14日にかけての緊迫した経緯は、『王世杰日記』に読みとることができる。同上書、140-153頁参照。

(7) 東アジアにおける冷戦構造の確立は、一般的に朝鮮戦争からとされているが、「冷戦」の定義も含め、その起源については、さらに再検討する必要があると思われる。山極晃編『東アジアと冷戦』三嶺書房,1994年,参照。

〔付記〕「共通論題」としての報告では国際連合の形成過程に果した中国の役割にもふれたが、今回まとめた本稿には紙幅の関係で削除してい